

議員提出第12号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年11月25日

提出者

議会運営委員会委員長 中 島 謙 二

(別紙)

議員提出第12号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部  
を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。